

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 26 日（火）第 501 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- 鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（議 事 課 取 扱 い） 2
- 鹿 児 島 県 職 員 等 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（人 事 課 取 扱 い） 3
- 鹿 児 島 県 部 等 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（人 事 課 取 扱 い） 3
- 鹿 児 島 県 知 事 等 の 損 害 賠 償 責 任 の 一 部 免 責 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（人 事 課 取 扱 い） 5
- 鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（学 事 法 制 課 取 扱 い） 5
- 鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（市 町 村 課 取 扱 い） 5
- 住 民 基 本 台 帳 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（市 町 村 課 取 扱 い） 6
- 鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（財 政 課 取 扱 い） 8
- 鹿 児 島 県 青 少 年 保 護 育 成 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（青 少 年 男 女 共 同 参 画 課 取 扱 い） 10
- か ご し ま 県 民 交 流 セ ン タ ー の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（青 少 年 男 女 共 同 参 画 課 取 扱 い） 10
- 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 の  
一 部 を 改 正 す る 条 例（※）（デ ジ タ ル 推 進 課 取 扱 い） 15
- 鹿 児 島 県 歴 史 ・ 美 術 セ ン タ ー 黎 明 館<sup>れい</sup> の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条  
例（※）（文 化 振 興 課 取 扱 い） 15
- 保 健 所 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（保 健 医 療 福 祉 課 取 扱 い） 16
- 病 院 及 び 診 療 所 の 人 員 及 び 施 設 等 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（保 健 医 療 福 祉 課 取 扱 い） 16
- 鹿 児 島 県 女 性 相 談 セ ン タ ー の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※）  
（子 ども 家 庭 課 取 扱 い） 17
- 鹿 児 島 県 婦 人 保 護 施 設 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条  
例（※）（子 ども 家 庭 課 取 扱 い） 17
- 鹿 児 島 県 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 の 人 員，設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 を

- 廃止する条例（※）（高齢者生き生き推進課取扱い） 21
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）  
（産業立地課取扱い） 21
- 鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例（※）（漁港漁場課取扱い） 21
- 大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（農政課取扱い） 22
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（※）（建築課取扱い） 22
- 鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（工業用水課取扱い） 23
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 23
- 鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（社会教育課取扱い） 23
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（社会教育課取扱い） 25
- 鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（文化財課取扱い） 25
- 鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例（※）（監査委員事務局取扱い） 25

条 例

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 7 号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成 3 年鹿児島県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表文教観光委員会の項を次のように改める。

文教観光委員会	10 人	(1) 観光・文化スポーツ部の分掌に属する事項 (2) 教育委員会の分掌に属する事項 (3) 総務部（教育に関する事項に限る。）の分掌に属する事項
---------	------	---

第 2 条の表環境厚生委員会の項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

第 8 条第 1 項中「場所」の次に「（第 13 条の 2 第 2 項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものと見なされる場合はその旨。第 22 条第 3 項において同じ。）」を加える。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（出席の特例）

第 13 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項にお

いて「オンラインによる方法」という。)によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第17条及び第18条を次のように改める。

(委員会の公開の原則)

第17条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第18条 削除

第21条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第8号**

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第9号**

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、「国体・全国障害者スポーツ大会局」を削り、同条第 2 項中「、男女共同参画局」を「男女共同参画局を、保健福祉部に子ども政策局」に改める。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 7 条の見出し及び同条中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 子ども・子育て支援に関する事項

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 子ども政策局においては、前項第 5 号に掲げる事項を分掌する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

(5) 県産品の販売促進等に関する事項

第 12 条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする改正規定及び第 8 条に 1 号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(公衆浴場入浴料金審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(1) 公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 91 号）第 7 条

(2) 鹿児島県精神保健福祉審議会条例（昭和 40 年鹿児島県条例第 43 号）第 6 条

(3) 鹿児島県障害者施策推進協議会条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 21 号）第 7 条

(4) 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年鹿児島県条例第 7 号）別表くらし保健福祉部の表

(5) 鹿児島県社会福祉審議会条例（平成 12 年鹿児島県条例第 32 号）第 8 条

(6) 鹿児島県生活衛生適正化審議会条例（平成 12 年鹿児島県条例第 44 号）第 8 条

(7) 鹿児島県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成 18 年鹿児島県条例第 28 号）第 4 条

(8) 鹿児島県国民健康保険条例（平成 29 年鹿児島県条例第 36 号）第 7 条

(鹿児島県手数料徴収条例の一部改正)

3 鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 くらし保健福祉部の表中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

(鹿児島県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

4 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例（平成 25 年鹿児島県条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部子ども政策局」に改める。

(調整規定)

5 附則第 3 項及び鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 6 年鹿児島県条例第 14 号）の規定による鹿児島県手数料徴収条例の改正については、同条例は、鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第 3 項の規定によって改正されるものとする。

.....

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 10 号**

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年鹿児島県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 173 条第 1 項第 2 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 11 号**

鹿児島県情報公開条例の一部を改正する条例

鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 12 号**

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように

改正する。

別表商工労働水産部の表 3 の項中「漁港漁場整備法 (」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律 (」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「第 28 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 13 号**

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第 1 条 住民基本台帳法施行条例 (平成 14 年鹿児島県条例第 57 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 30 条の 8」を「第 30 条の 6 第 4 項」に改める。

第 6 条の見出しを「(審議会)」に改め、同条中「第 30 条の 40 第 1 項」の次に「(法第 30 条の 44 の 12 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同条を第 9 条とする。

第 5 条の見出し中「自己の本人確認情報の」を削り、同条中「第 30 条の 32 第 2 項」の次に「(法第 30 条の 44 の 12 において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第 8 条とし、第 4 条の次に次の 3 条を加える。

(附票本人確認情報を利用することができる事務)

第 5 条 法第 30 条の 44 の 6 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 3 のとおりとする。

(附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第 6 条 法第 30 条の 44 の 6 第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関 (次条において「知事以外の執行機関」という。)及び同号の条例で定める事務は、別表第 4 のとおりとする。

(知事以外の執行機関への附票本人確認情報の提供方法)

第 7 条 知事が行う法第 30 条の 44 の 6 第 2 項 (第 2 号に係る部分に限る。)の規定による法第 30 条の 41 第 4 項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち法第 7 条第 13 号に規定する住民票コード以外のもの (以下この条において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録

した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第5条関係）

- 1 鹿児島県吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による療養費その他規則で定めるものの支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 児童扶養手当法による児童扶養手当の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 社会福祉士及び介護福祉士法による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第4（第6条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	鹿児島県吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次項中鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項第4号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行する。
  - (1) 第1条並びに次項中鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第6号及び同条第2項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日
  - (2) 第2条及び附則第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日  
（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 2 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。
 

第2条第1項第4号中「法施行条例」を「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和 4 年鹿児島県条例第 33 号。以下「法施行条例」という。)」に改め、同項第 6 号中「第 30 条の 40 第 2 項」の次に「(法第 30 条の 44 の 12 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同項第 7 号中「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年鹿児島県条例第 33 号。以下「法施行条例」という。)」を「法施行条例」に改め、同条第 2 項中「第 30 条の 40 第 1 項」の次に「(法第 30 条の 44 の 12 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号及び同条第 2 項中「第 30 条の 44 の 12」を「第 30 条の 44 の 13」に改める。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 14 号**

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例(平成 12 年鹿児島県条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 ぐらし保健福祉部の表 26 の項事務の欄中「及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 72 号)第 4 条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「旧法」という。)」を削り、同項中(5)を削り、(6)を(5)、(7)を(6)とする。

別表第 1 商工労働水産部の表 9 の項の(3)中「第 10 条第 1 項第 3 号」を「第 14 条第 1 項第 3 号」に改め、同表 10 の項の(1)のイの(㌸)の c 中「2,600 円」を「3,100 円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の b 中「810 円」を「830 円」に、「9,300 円」を「10,200 円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の c 中「700 円」を「730 円」に、「7,200 円」を「8,500 円」に改める。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(2)のシの(㌸)中「7,400 円」を「10,000 円」に改め、同項の(2)のシの(イ)中「8,000 円」を「11,700 円」に改め、同項の(2)のシの(㌸)中「34,400 円」を「51,000 円」に改める。

別表第 1 土木部の表 14 の 6 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第 1 危機管理防災局の表 1 の項の(2)のオの(㌸)中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改め、同項の(2)のオの(イ)中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中



「5,820,000円」を「7,240,000円」に改め、同項の(2)のオの(㌸)中「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同項の(19)のア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同項の(19)のイ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同項の(19)のウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項の(20)中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項の(25)のア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同項の(25)のイ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同表 3 の項の(1)のイ中「この項の」を「以下この項の(1),」に改め、「するもの」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)」を加え、同項の(5)中「(昭和42年法律第149号)」を削り、同表 5 の項の(10)中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 39 条の 22 第 1 項」に改める。

別表第 1 警察本部の表 6 の項の(3)の 2 中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表 9 の項の(2)を次のように改める。

(2) 削除		
--------	--	--

別表第 1 警察本部の表 9 の項の(3)中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項の(4)を次のように改める。

(4) 削除		
--------	--	--

別表第 1 警察本部の表 10 の項を次のように改める。

10 自動車 運転代行 業の業務 の適正化 に関する 法律(平 成13年法 律第57 号。以下 この項に おいて 「法」と いう。)の 施行に関 する事務	法第 4 条の規定に基 づく自動車運転代行 業の認定の申請に対 する審査	自動車運 転代行業 認定申請 手数料	12,000円
---	---	-----------------------------	---------

別表第 1 警察本部の表 11 の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 危機管理防災局の表 1 の項の(19)、(20)及び(25)の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第15号**

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「（婚姻した者を除く。）」を削る。

第24条第 1 号中「いん行」を「淫行」に改め、同条第 2 号中「とばく行為」を「賭博行為」に改め、同条第 3 号中「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同条第 5 号中「閉そく用」を「閉塞用」に、「充てん料」を「充填料」に改める。

別表中「強かん」を「不同意性交等」に、「りよう辱行為」を「陵辱行為」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第24条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

.....  
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第16号**

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 中表の部分を次のように改める。

区 分			基 本 使 用 料					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
県民ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	円 8,000	円 24,100	円 30,600	円 32,200	円 54,700	円 60,500
		土・日曜日 休 日	9,700	28,900	36,400	39,000	65,300	72,300
	入場料を徴収する場 合	平 日	12,900	38,700	48,300	51,600	87,000	96,600
		土・日曜日 休 日	14,600	46,800	58,000	61,300	104,600	115,600
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3,200	10,000	12,800	13,400	22,800	25,100
		土・日曜日 休 日	4,100	11,900	15,100	16,200	27,100	30,200
	入場料を徴収する場 合	平 日	5,400	16,100	20,000	21,500	36,300	40,200
		土・日曜日 休 日	6,100	19,400	24,100	25,400	43,600	48,100
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	2,100	6,400	8,000	8,400	14,400	16,000
		土・日曜日 休 日	2,500	7,600	9,600	10,200	17,200	19,100
	入場料を徴収する場 合	平 日	3,300	10,200	12,900	13,700	23,000	25,400
		土・日曜日 休 日	3,800	12,400	15,300	16,200	27,600	30,600
ギャラリー 第1	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 29,400円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 44,000円						
ギャラリー 第2	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 20,200円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 30,200円						
ギャラリー 第3	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 3,700円						
	入場料を徴 収する場 合	1日につき 5,800円						
		入場料を徴						

展示ロビー		取しない場合	1日につき 3,700円					
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,700円					
リハーサル室 第1	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	5,200	5,200	5,200	10,100	10,100	15,400
		入場料を徴収する場合	7,600	7,600	7,600	15,200	15,200	23,200
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	8,000	10,300	10,300	15,700	15,700	23,600
		入場料を徴収する場合	11,900	15,600	15,600	23,500	23,500	35,300
リハーサル室 第2	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	2,000	2,000	3,000
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,900	2,900	4,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,100	2,100	3,000	3,000	4,600
		入場料を徴収する場合	2,300	3,000	3,000	4,600	4,600	6,800
リハーサル室 第3	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	2,000	2,000	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,900	2,900	4,400
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	2,000	2,000	2,900	2,900	4,500
		入場料を徴収する場合	2,300	2,900	2,900	4,400	4,400	6,700
リハーサル室 第4	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	900	900	900	1,900	1,900	2,800
		入場料を徴収する場合	1,300	1,300	1,300	2,700	2,700	4,300
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	1,500	1,900	1,900	2,800	2,800	4,400
		入場料を徴収する場合	2,300	2,700	2,700	4,300	4,300	6,600
リハーサル室	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	600	600	600	1,100	1,100	1,900
		入場料を徴収する場合	900	900	900	1,800	1,800	2,700

第5	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	900	1,200	1,200	2,000	2,000	2,900
		入場料を徴収する場合	1,300	2,000	2,000	2,900	2,900	4,400
リハーサル室 第6	リハーサルに係るもの	入場料を徴収しない場合	500	500	500	1,000	1,000	1,800
		入場料を徴収する場合	800	800	800	1,600	1,600	2,600
	リハーサルに係るもの以外のもの	入場料を徴収しない場合	800	1,100	1,100	1,800	1,800	2,600
		入場料を徴収する場合	1,200	1,800	1,800	2,600	2,600	3,900
スタジオ・調整室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 900円						
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,300円						
楽屋（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	1室につき 2,200円						
	入場料を徴収する場合	1室につき 3,200円						
大研修室（第1から第4まで）	入場料を徴収しない場合	6,300	7,900	10,000	11,900	20,700	22,600	
	入場料を徴収する場合	9,400	11,800	15,000	17,900	30,900	33,700	
中研修室（第1から第3まで）	入場料を徴収しない場合	5,400	6,700	8,500	10,700	18,400	20,000	
	入場料を徴収する場合	7,900	10,000	13,000	16,000	27,500	30,200	
小研修室 第1	入場料を徴収しない場合	2,800	3,700	4,700	5,900	10,000	10,900	
	入場料を徴収する場合	4,300	5,700	6,900	8,800	15,000	16,300	
小研修室（第2・第3）	入場料を徴収しない場合	4,300	5,700	7,200	8,900	15,100	16,600	
	入場料を徴収する場合	6,400	8,300	10,700	13,300	22,700	24,800	
講師控室（第1・第2）	入場料を徴収しない場合	1室1時間までごとにつき 500円						
	入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円						

絵画制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
陶芸制作室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
調理実習室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
工芸室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 500円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 800円	
和研修室・茶室	入場料を徴収しない場合	1時間までごとにつき 1,100円	
	入場料を徴収する場合	1時間までごとにつき 1,800円	
県政記念公園	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものを除く。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 1,000円
		入場料を徴収する場合	1日につき 1,600円
	展示会、博覧会、業として行う写真撮影その他これらに類する催しに係るもの（工作物の設置を伴うものに限る。）	入場料を徴収しない場合	1日につき 3,200円
		入場料を徴収する場合	1日につき 5,000円
	業として行う映画撮影	入場料を徴収しない場合	1日につき 5,600円
		入場料を徴収する場合	1日につき 8,300円

## 附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第 17 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年鹿児島県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 3 知事の項事務の欄中「法別表第 2 の 26 の項第 2 欄に掲げる事務」を「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」に改め、同項特定個人情報の欄中「法別表第 2 の 26 の項第 4 欄に規定する」を削る。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

.....

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第 18 号

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年鹿児島県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の児童及び中学校の生徒の項中「150 円」を「160 円」に、「300 円」を「320

円」に改め、同表高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者の項中「250円」を「260円」に、「150円」を「160円」に、「500円」を「520円」に改め、同表その他の者（未就学児を除く。）の項中「410円」を「420円」に、「300円」を「310円」に、「820円」を「840円」に改める。

別表第 2 中「29,200円」を「30,080円」に、「14,720円」を「15,160円」に、「13,650円」を「14,060円」に、「5,460円」を「5,620円」に、「8,230円」を「8,480円」に、「3,590円」を「3,700円」に、「680円」を「700円」に、「690円」を「710円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県歴史・美術センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

.....

保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第19号

保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

保健所の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中指宿保健所の項及び加世田保健所の項を削り、伊集院保健所の項の前に次のように加える。

南 薩 保 健 所	南 九 州 市	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
-----------	---------	--------------------

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 感染症の診査に関する協議会条例（平成11年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中 「指宿保健所  
加世田保健所」 を「南薩保健所」に改める。

.....

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第20号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例



病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第21号**

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県女性相談センターの設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県女性相談支援センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 困難な問題を抱える女性への支援を行うための公の施設として困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、鹿児島県女性相談支援センター（以下「相談センター」という。）を設置する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第22号**

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 2 条中「売春防止法（昭和31年法律第118号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に

関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」に改める。

第 3 条第 1 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「社会において」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改め、同条第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 5 条第 1 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「具体的計画を立てておかなければ」を「具体的計画（以下「非常災害計画」という。）を策定しなければ」に改め、同条第 2 項中「婦人保護施設は、前項の具体的計画」を「女性自立支援施設は、非常災害計画」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第 17 条中「婦人保護施設は、婦人相談所」を「女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか」に、「事務所、警察」を「事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター」に改め、「、公共職業安定所、職業訓練施設」及び「婦人相談員、」を削り、同条を第 19 条とする。

第 16 条を削る。

第 15 条中「婦人保護施設は、当該婦人保護施設」を「女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）第 14 条の 2」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）第 18 条」に改め、同条を第 18 条とする。

第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第 4 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければ」に改め、同条を第 17 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第 13 条の見出しを「（食事の提供）」に改め、同条第 1 項中「給食」を「食事」に改め、同

条第3項を削り、同条を第15条とする。

第12条を第14条とし、同条を次のように改める。

（自立支援等）

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第11条を第13条とし、同条を次のように改める。

（居室の入所定員）

第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

第10条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第2項中「、婦人保護施設の建物について」を削り、「平家建て」の次に「の女性自立支援施設」を加え、「、当該建物は」を削り、「であることを」を「とすることを」に改め、同条第3項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第4項第1号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号イ中「共同」を削り、同項第4号中「講じなければならない」を「講じる」に改め、同条第5項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（秘密保持等）

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第9条中「運営する能力と熱意」を「運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同条第1号中「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「（職員配置の基準）」に改め、同条第1項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上

- (3) 栄養士又は調理員 1 以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1 以上
- (5) 事務員 1 以上
- (6) 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

第 8 条第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「入所者等の処遇」を「入所者の支援」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「整備しておかなければ」を「整備しなければ」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同条第 3 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

本則に次の 1 条を加える。

(電磁的記録)

第 20 条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第23号**

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第31号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第24号**

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 1 号 ア 中 「15,290円」 を 「15,750円」 に 改 め ， 同 号 イ 中 「4,570円」 を 「4,710円」 に 改 め ， 同 項 第 2 号 イ 中 「9,170円」 を 「9,440円」 に 改 め ， 同 項 第 3 号 中 「10,970円」 を 「11,300円」 に 改 め る 。

附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第25号**

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「漁港漁場整備法」 を 「漁港及び漁場の整備等に関する法律」 に 改 め る 。

第 5 条 の 2 第 1 項 中 「採取又は」 を 「採取若しくは」 に 改 め ， 「受けた者」 の 次 に 「又は法第43条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第44条第 1 項に規定する認定計画において法第42

条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 (水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 26 号**

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例 (平成 27 年鹿児島県条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「141,120 円」を「141,760 円」に改め、同項第 3 号中「363,760 円」を「368,160 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県条例第 27 号**

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例 (昭和 46 年鹿児島県条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「もの」の次に「 (特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号中「準耐火構造とし、」を「準耐火構造としたもの (特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。)」に改め、同条第 2 項中「準耐火構造とし、」を「準耐火構造とした建築物 (特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)」に改める。

第 27 条の 2 中「区域とし、」の次に「それぞれの区域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。)について平均地盤面からの高さとして法別表第 4 (は) 欄の 2 の項及び 3 の項に掲げる高さのうちから指定するものは、次の表の中欄に掲げるものとし、」を加え、同条の表を次のように改める。

区 域	法別表第 4 (は) 欄の 平均地盤面からの高さ	法別表第 4 (に) 欄の 号
第一種低層住居専用地域、第二種低層 住居専用地域又は田園住居地域		(2)

第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	4メートル	(2)
第一種住居地域，第二種住居地域又は準住居地域	4メートル	(2)

## 附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第 28 号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

## 附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第 29 号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和 51 年鹿児島県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3,137 人」を「3,127 人」に改め，同条第 3 号中「1,661 人」を「1,664 人」に改め，同条第 4 号中「12,454 人」を「12,375 人」に改める。

## 附 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第 30 号

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条, 第 5 条関係)

1 鹿児島県立図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
大研 修室	冷暖房設備を使用 しない場合	5,530円	7,330円	3,730円	12,860円
	冷暖房設備を使用 する場合	7,230円	9,570円	4,890円	16,800円
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	2,020円	2,660円	1,380円	4,680円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,660円	3,500円	1,800円	6,160円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,060円	1,380円	740円	2,440円
	冷暖房設備を使用 する場合	1,380円	1,800円	1,060円	3,180円
第 3 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,730円	4,890円	2,440円	8,620円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,890円	6,380円	3,190円	11,270円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 鹿児島県立奄美図書館

区 分		使 用 料			
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	3,660円	4,880円	3,440円	8,540円
	冷暖房設備を使用 する場合	4,660円	6,210円	4,550円	10,870円
第 2 研修 室	冷暖房設備を使用 しない場合	1,890円	2,440円	1,770円	4,330円
	冷暖房設備を使用 する場合	2,330円	3,110円	2,330円	5,440円
第 3	冷暖房設備を使用	1,890円	2,440円	1,770円	4,330円



研修 室	しない場合				
	冷暖房設備を使用 する場合	2,330円	3,110円	2,330円	5,440円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県条例第31号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「1,090円」を「1,120円」に、「340円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県条例第32号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「現金で」を削り、同条第 3 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

別表中「120円」を「130円」に、「90円」を「100円」に、「220円」を「230円」に、「180円」を「190円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第33号

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例

鹿児島県監査委員条例（昭和39年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。